

高知県商工団体連合会 NO.849(50-33)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ http://kosityoren.web.fc2.com/  
このニュースはホームページでもご覧になれます

# 高商連ニュース

## 読者拡大を前面に、仲間増やしをすすめよう

### ■春の運動・拡大状況 (2/24)

	拡大					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	5	3	0	1	0	2
香美郡	15	3	2	1	0	12
南国	5	3	4	0	0	4
高知	22	10	10	4	0	14
仁淀川	1	0	0	0	0	1
須崎	1	0	0	0	0	1
中村	3	2	0	1	0	3
計	52	21	16	7	0	37

成果会員: 読者が会員を拡大した会員(紹介含む)



**再入会、宣伝力一聞いて:**  
[安芸] 昨年退会していた方(農業)が、「やっぱり不安だから」と再入会。事務局員と一緒に申告書チェック。2月24日(日)には4人で統一行動。近藤婦人部長が、息子さんが行っている理容店を読者に。  
[香美郡] 畑山相談役が運転する宣伝カーを聞いて、農業の方が申告相談で入会。チラシを見て相続の相談で読者に。  
昨年同時期に比べ、会員は7人増、婦人は4人増の拡大到達となっていますが、読者は18人、共済は14人少ない状況です。多くの会員の参加で読者拡大を前面に、仲間増やしをすすめましょう。

### 事業収入等における必要経費 認めている主な経費 (○のもの)

一般所得		農業所得		不動産所得	
売上原価	○	雇人費	×	給料賃金	×
給料賃金	×	小作料・賃借料	○	減価償却費	×
外注工賃	×	減価償却費	×	貸倒金	×
減価償却費	×	貸倒金	×	地代家賃	○
貸倒金	×	利子割引料	×	借入金利子	×
地代家賃	○	その他の経費		その他の経費	
利子割引料	×	租税公課	×	租税公課	×
その他の経費		種苗費	○	損害保険料	×
租税公課	×	素畜費	○	修繕費	○
荷造運賃	×	肥料費	○	雑費	×
※水道光熱費	△	飼料費	○		
旅費交通費	×	農具費	○		
通信費	×	農薬衛生費	○		
広告宣伝費	×	諸材料費	○		
接待交際費	×	修繕費	○		
損害保険料	×	動力光熱費	○		
修繕費	○	作業用衣料費	×		
消耗品費	○	農業共済掛金	×		
福利厚生費	×	荷造運賃手数料	×		
雑費	×	土地改良費	○		
		雑費	×		

※水道光熱費について、自宅が事務所と兼ねている場合は、家計消費分が明確になっているときに認めています。

(埼玉県市町村職員共済組合ホームページより)

## 壁は130万円ではなかった

健康保険の被扶養者の収入や所得制限は「130万円」です。「130万円の壁」と言われています。給与や年金の場合は収入額、自営の場合は所得とされています。  
この所得計算をする場合、国保以外の健康保険(協会けんぽ、共済組合、組合健保等)の場合、通常の所得計算で認められている経費のうち、多くを認めない事になっていきます(左表参照)。協会けんぽの場合、「左表のような明確なものはない」ということですが、「社会通念上、明らかに当該所得を得るための必要経費」としており、減価償却費などは認めていないので、左表のような対応をされていると推測されます。  
※入江高商連事務局長談:「私も40年近く民商で勤務しているが今回初めて知った」  
事業に欠かすことが出来ない当然の経費の多くが認められていません。厳密に適用すると、被扶養者に認められない人が多数出てくると予想されます。  
過去に医療給付分(7割)と給料の扶養(配偶者)手当の返還を求められることになりました。  
被扶養者に認められないと、過去の医療給付分(7割)と給料の扶養(配偶者)手当の返還を求められることになりました。  
先ごろ高知民商に入会した方は、妻が美容院経営で、夫の学校共済の扶養から外され、同時に給料の扶養手当の支給対象にもならないという事で、80万円の返還を請求されました。共済組合が支払った医療費(7割部分)の返還も求められることになると思われます。  
◆10年間の返還が必要に?数百万円!?

### 3・13重税反対集会に参加しよう

開催日: 3月13日(水)	会場
安芸集会	13:30 労働金庫安芸支店2階
香長地区集会	13:30 グレース浜すし
県中央集会	13:00 高知城ホール
土佐・いの地区集会	13:00 伊野公民館
須崎集会	13:30 須崎市民文化会館
中村集会	13:30 四万十市立文化センター

象にもならないという事で、80万円の返還を請求されました。共済組合が支払った医療費(7割部分)の返還も求められることになると思われます。  
◆10年間の返還が必要に?数百万円!?

香美郡民商に寄せられている相談では、10年分の医療費、扶養手当の返還が求められるおそれがあります(民事債権のため時効が10年)。妻が学校教員で夫が自営業者。10年間のうちに夫が大病で入院していたこともあるそうで、総額は数百万円になる可能性もあります。国保に加入しても、2年しかさかのぼりません。